

静岡県告示第219号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和6管理年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき公表する。

令和6年3月22日

静岡県知事 川勝平太

第1 くろまぐろ（小型魚）

1 都道府県別漁獲可能量のうち、本県に定められた数量

29.8トン

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
静岡県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等	18.2トン
静岡県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等（4月から7月まで）	5.2トン
静岡県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等（8月から11月まで）	3.3トン
静岡県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等（12月から翌年3月まで）	9.7トン
静岡県くろまぐろ（小型魚）定置漁業	6.1トン
静岡県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（4月から7月まで）	3.5トン
静岡県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（8月から11月まで）	2.2トン
静岡県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（12月から翌年3月まで）	0.4トン

（注）漁船漁業等とは定置漁業以外の漁業をいう。

第2 くろまぐろ（大型魚）

1 都道府県別漁獲可能量のうち、本県に定められた数量

14.6トン

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
静岡県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業等	9.2トン
静岡県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業等（くろまぐろはえ縄漁業） （4月から翌年3月まで）	7.2トン
静岡県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業等（くろまぐろひき縄釣漁業） （11月から翌年3月まで）	1.5トン
静岡県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業等（その他漁業）（周年）	0.5トン
静岡県くろまぐろ（大型魚）定置漁業	3.0トン

（注）漁船漁業等とは定置漁業以外の漁業をいう。